

福島復興再生のための特別法案

1. 特別法の制定の趣旨

東日本大震災に伴う原子力事故によって、深刻かつ多大な影響を受けた福島県の復興と再生が、福島県が置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることにかんがみ、福島復興と再生の基本となる方針の策定、避難解除区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることによって、福島原子力災害からの復興及び社会経済の再生を推進する。

2. 特別法の構成

※特別法の柱立てについては、別紙 1. 参照。

(1) 基本方針の策定

福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項、避難解除区域の復興及び再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等から構成される『福島復興及び再生に関する基本的な方針案』を国が定める。

(2) 特別法で措置する区域、計画と特例措置

①福島県内全域、②原子力災害に伴って避難指示があった区域、のそれぞれについて、復興再生のための計画を策定する。

それぞれの区域・計画に伴って、法律上の特例措置を講じる。

(特例措置の内容)

- ①規制の緩和
- ②税制の特例
- ③国の支援

このほか、放射線に関する健康不安払拭等のために必要な措置を講じる。

3. 税制上の特例について

別紙 2. に記載した事項が、平成 24 年度税制改正大綱（12月10日閣議決定）において、取りまとめられた。